

サービスのご案内

・介護予防事業（健康体操クラブ等）

イスに座った運動などを行いながら、体と心の健康を保ちましょう！一緒に運動する仲間と交流し、外出する機会を増やすことで、認知症の予防、悪化を防ぐ効果も生まれます。その方の状態によって、ご参加いただける介護予防事業が異なりますので、ご相談ください。

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-1562

・生きがいデイサービス

入浴、昼食、レクリエーション、趣味活動などを日帰りで行うサービスで、週1回の利用ができます。施設の車での送迎付きで、利用料は1日500円です。

◎要介護認定を受けている方、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方はご利用になれません。

◎ご利用には手続きが必要になります。

お問合せ先 大池デイサービスセンター（大池小学校横） 45-0586
城ヶ崎デイサービスセンター（老人憩の家城ヶ崎荘内） 51-7333
桜木デイサービスセンター（健康福祉センター内） 35-9322

・シニアプラザ（介護予防拠点施設）

高齢者の生きがいと健康増進を目的とした施設です。趣味活動で利用する方や、介護予防に関する講習会など開催していますので、詳しくはお問合せください。（毎週水曜、祝日・年末年始は閉館）

お問合せ先 シニアプラザ湯川（湯川2-11-21） 37-7117
シニアプラザくすみ（玖須美元和田716-835） 35-2224

・居場所、サロン（人と人が繋がる地域交流の場所）

仲間とのおしゃべりを楽しんだり、体操やレクリエーションなどを行っています。地域住民の方が主体となり、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと共に市内全域に広がっています。様々な特徴を持った居場所、サロンがありますので、詳しくは「居場所マップ」をご覧ください。

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-1561
または、お住まい圏域の地域包括支援センター（PI）

・介護予防・日常生活支援総合事業

身体・生活状況等に合わせて、訪問、通い、などのサービスを提供し、自立した生活をサポートするための事業です。

対象者：要支援1・2の方、「基本チェックリスト」により必要と判断された方

・介護保険サービス

介護保険には、訪問、通い、泊り、のサービスや福祉用具貸与（レンタル）、特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給など、身体、生活状況等に合わせた様々なサービスがあります。利用するためには、申請が必要です。

※上記の各サービスについては、詳しいパンフレットを別途ご用意しています。

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-1563
または、お住まい圏域の地域包括支援センター（PI）

サービスのご案内

・富戸ケアファーム(認知症診断後支援事業)

屋外での農業体験や園芸活動を中心に行い、農作物の生産・収穫を通して、健康づくり・生きがいづくり・社会参加・リハビリテーション・レクリエーションなどを目的とした活動を行います。

詳しくはご相談ください。

対象者: 認知症の診断を受けているが、サービスを利用していない人など

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-0781

または、お住まい圏域の地域包括支援センター(PI)

・認知症初期集中支援チーム

市内の認知症サポート医は、P7-8をご覧ください

保健師・看護師・社会福祉士・介護福祉士等、国家資格を保有した者と、**認知症サポート医**がチームを組んで、認知症の人やその疑いのある人の支援策を検討するものです。

認知症の人やその疑いのある人のご家族をはじめ、近隣住民の方など、どなたでもご相談できます。

ただし、対象者の条件やその他諸事情を考慮して、実際にチームが稼働するか決定いたします。

お電話でご相談いただく際には、可能な限り対象となる人の情報をお伝えいただくようお願いします。

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-0781

または、お住まい圏域の地域包括支援センター(PI)

・伊東市高齢者あんしん見守りネットワーク事業

認知症等で行方がわからなくなる可能性がある人を事前登録し、同意を得た上で、伊東警察署と情報共有を行います。QRコードシールを対象となる人の衣類や持ち物に貼ることで、見守りを行うとともに、行方不明になった場合の早期発見や保護につなげることができます。

※登録には申請書と同意書を提出していただく必要があります。

QRコードを読み取ると、紹介動画を視聴できます



見守りシールを貼っている人をみかけたら・・・

1. しっかりと顔を見ながらお声掛けしてください。
2. 全身の状況に目を配り、ケガ等がないか確認をお願いいたします。
3. きちんとお声掛けしてからQRコードを読み取ってください。
4. 対応が難しい場合は、周りの方に協力をお願いしてください。

※複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、周囲の協力を得ながら、できるだけ1人で声を掛けましょう。

見守りシール



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-0781

・ハートピアいとう(傾聴ボランティア:話に耳を傾けるボランティア)

認知症の方をはじめ在宅でも施設でも、話し相手を必要としている高齢者の方や引きこもり気味の方を訪問し、真摯に耳を傾けお話を聴かせていただく活動をしています。民生委員やケアマネジャー、地域包括支援センター職員などを通して訪問させていただきます。

(無料・月一回程度の定期訪問になります。)

お問合せ先 090-9147-9041(代表・佐藤 みつ子 携帯)

サービスのご案内

・介護マーク

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・駅やサービスエリアでトイレに付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するときなど

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-1561



こんなときに
使ってみてね!

・介護用品の支給

要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族の方を支援するため、紙おむつ等を自宅まで配達します。支給条件がございますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-1561

担当のケアマネジャー
さんも知ってるよ

・家族介護支援金、温泉及びマッサージ券の支給

要介護4または5の高齢者を在宅で介護している家族の方を支援するためのものです。支給条件がございますので、詳しくはお問合せください。

お問合せ先 「伊東市高齢者福祉課」 32-1561



・日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で、日常生活を営む上で必要なことを自分で判断して利用することが難しい方が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類等の預かり」を行います。

お問合せ先 「伊東市社会福祉協議会」 36-5512

・成年後見制度

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で、判断能力が低下すると、財産管理や身の回りで必要な契約行為などを行うことが難しくなります。そのような方の権利を最大限守りながら、法的にサポートするため、家庭裁判所に後見人等を選任してもらうことができます。

成年後見制度についてのご相談、お問合せ

「伊東市成年後見支援センター」 36-5512

※伊東市社会福祉協議会が伊東市より委託を受け、相談窓口になっています

「伊東市高齢者福祉課」 32-1561

「伊東市社会福祉課」 32-1533

お住まい圏域の「地域包括支援センター」(PI)

申立ての手続きについてのお問合せ

「静岡家庭裁判所熱海出張所」 81-2989

・静岡県認知症コールセンター

県では、認知症の人や介護されているご家族等の電話相談窓口を設置しています。介護経験者(『認知症の人と家族の会』静岡県支部の会員の方)が相談に応じます。

☎ 0545-64-9042

【毎週月・木・土 10:00~15:00 (祝祭日・年末年始を除く)】